コンプライアンス・リスクマネジメント

リスクマネジメント

資生堂のリスク管理の基本方針について紹介しています。

コンプライアンス

社員が高い倫理観とコンプライアンス意識を持って行動するための活動や推進体制を紹介しています。

資生堂グループの倫理行動基準を紹介しています。

資生堂グループの反汚職方針を紹介しています。

情報セキュリティ管理

資生堂グループのサイバーセキュリティ対策や情報資産保護のための取り組みをご紹介しています。

個人情報の保護

資生堂グループの個人情報保護のための取り組みをご紹介しています。

知的財産の保護

知的財産の保護と機密の保持を確実にするための取り組みを紹介しています。

タックスポリシー

資生堂グループの税務方針を紹介しています。

リスクマネジメント

資生堂では、「あらゆるステークホルダーとの信頼関係を築き、中長期戦略の実現を一層確実なものとすること」を主な目的にリスクマネジメントを推進しています。そのため、リスクを戦略実現に影響を与える「不確実性」と捉え、脅威だけでなく機会も含めた概念として定義し、必要な体制を構築するとともに、積極的かつ迅速にリスクを管理し対応策を講じています。 当社は、グローバル本社（HQ）にチーフリーガルオフィサー（CLO）直属のリスクマネジメント部門、各地域本社においてもリスクマネジメントを担当する責任者としてリスクマネジメントオフィサー（RMO）を設置し関連情報を集約しています。当社はCEOを委員長とし各地域CEOおよびエグゼクティブオフィサーなどをメンバーとする「Global Risk Management & Compliance Committee」や「Global Strategy Committee」において、定期的に資生堂グループのリスクを特定し、対応策などを審議する体制を構築しています。また、リスクごとにリスクオーナーを設定し対策の責任を明確化し、透明性の高いモニタリングを実施するため、推進状況を定期的に上記のCommitteeのメンバーや取締役と共に議論する仕組みを構築・運用しています。

重要リスクの抽出結果

資生堂では、全社的リスクマネジメント活動として、毎年グループ重要リスクを特定・評価しています。それらの重要リスクは当社グループの経営戦略を策定するうえで考慮される要素となります。

2023年は、エグゼクティブオフィサー、各地域CEOおよび取締役のリスク認識を把握するインタビューやディスカッション、ならびに各地域で実施した地域ごとのリスク評価、関連機能部門との情報交換をもとに、リスクマネジメント部門による分析や外部有識者の知見を加えて、中期経営戦略である「SHIFT 2025 and Beyond」の達成に影響を及ぼす可能性のあるリスクを特定しました。それらのリスクについては、以下の表1のとおり、「ビジネスへの影響度」「顕在化の可能性」「脆弱性」の3つの評価軸を設定し、上記のCommitteeや関連会議体などを通じて、リスクの優先付けおよび対応策の検討・確認を行いました。リスクの重要性評価においては、当社ポリシーに則って人命・財産・事業継続の視点に加え、レピュテーションに与える影響も重視しました。

表1 ＜リスクの評価軸＞

ビジネスへの影響度	・リスクが顕在化した場合の経営成績（売上など）に与える定量的な影響 ・企業・ブランドイメージ、カルチャーに与える定性的な影響
顕在化の可能性	・リスクが顕在化する可能性の程度や時期
脆弱性	・リスクの対応策の十分性 ・外的要因による、リスクの発生制御の可否

アセスメントの結果、抽出された計20の重要リスクは以下の表2のように、「生活者・社会に関わるリスク」「事業基盤に関わるリスク」「その他のリスク」の3つのリスクカテゴリーに分類しています。

表2 ＜資生堂グループ重要リスクの抽出結果＞★：特に優先して対応すべきリスク

生活者・社会に関わるリスク	・生活者の価値観変化★ ・新たなテクノロジーへの対応・デジタル化の加速★ ・最先端のイノベーション★ ・企業・ブランドレピュテーション★ ・環境対応(気候変動・生物多様性など) ・ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(DE&I) ・自然災害・感染症・テロ ・地政学的問題★
事業基盤に関わるリスク	・優秀な人財の獲得・維持と組織風土★ ・ビジネス構造改革★ ・業務上のインフラ★ ・サプライネットワーク ・コンプライアンス ・規制対応 ・品質保証 ・ガバナンス体制 ・情報セキュリティ★
その他のリスク	・為替変動 ・事業投資 ・重要な訴訟等

2023年のリスクアセスメント結果の特徴として、各リスクの結び付きがますます強固となり、それにともない各リスク対応策の相互関係は強まりつつあることが挙あげられます。加えて、当社では「生活者の価値観変化」「新たなテクノロジーへの対応・デジタル化の加速」「最先端のイノベーション」「企業・ブランドレピュテーション」「地政学的問題」「優秀な人財の獲得・維持と組織風土」「ビジネス構造改革」「業務上のインフラ」「情報セキュリティ」のリスクについて、2022年と比較しリスクレベルが急上昇している項目として特定し、対応を強化しています。
事業等のリスクの詳細は、こちらをご覧ください。

また、「個人情報保護」「贈収賄防止」「カルテル防止」「取引先リスク防止」の４項目については、コンプライアンスに関する強化テーマと位置づけ、コンプライアンスプログラムの整備を進めています。

インシデント対応

資生堂では「資生堂グループ危機管理方針」を定め、この方針に沿ってインシデントに対して迅速かつ適切な対応をとり、被害抑制と早期回復を図っています。日本においては、インシデントが発生した部門が事実確認と被害拡大防止に努めるとともに、リスクマネジメント部門に迅速に報告します。リスクマネジメント部門は、被害の深刻度、被害拡大可能性、社会的な反響などの観点からインシデントレベルを判断し、対応に必要な部門を招集し対策組織を立ち上げます。さらに、被害拡大防止・被害者への対応・情報の開示などを検討するとともに、原因究明や対策の推進状況・再発防止策の内容を確認します。また、海外においては各地域CEOおよびRMOが中心となり、インシデントへの対応体制を構築します。他の地域に影響が及ぶインシデントなど、一定レベル以上のインシデントについては、速やかにHQリスクマネジメント部門へ報告し、必要な対応を迅速に講じることができる体制を構築しています。

＜資生堂グループ危機管理方針＞

1. 社員と家族の安全確保
2. 会社資産の保全
3. 業務の継続
4. ステークホルダーからの信頼の確保

事業継続マネジメント（BCM）

大規模災害などの発生への備えとして「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定し、災害などの発生時にBCPに沿って適切な対応が図れるように、定期的な訓練や啓発活動を実施するとともに、訓練などを通じて得られた知見を踏まえて定期的にBCPの見直しを行っています。

事業継続計画（BCP）

当社BCPは、「資生堂グループ危機管理方針」に基づき、以下の考え方で策定しています。

＜資生堂グループのBCP策定の基本的考え方＞

1. 人命尊重を第一として社員とその家族の安全確保を最優先に安否を確認する。
その後の業務遂行においても、社員の安全に配慮し二次災害を防止する。
2. 資金、情報通信システム、建物・設備などの会社資産の毀損を防ぐ。
3. 復旧に必要な業務、緊急時にも継続すべき業務を目標時間までに確実に実施する。
4. 上記を通じて、お客さま・取引先（得意先・調達先等）・株主・社員・社会などのステークホルダーへの影響を最小化し、企業価値の毀損を防ぐとともに、地域社会などへの支援を通じてさらなる信頼を確保する。

当社BCPは、基本事項を記述する「基本計画」と復旧活動に必要な部門の具体的活動を記述する「行動計画」から構成されています。
大地震など事業継続に係る災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめ早期の事業復旧を図るために、復旧業務・緊急時継続業務とその目標復旧時間を定めています。また、時間経過にあわせて各段階で収集すべき情報、決定すべき事項、情報伝達ルートを定めています。その実行にあたっては、社員対応・施設対応・情報通信・情報発信・資金調達・お客さま対応の各機能の部門からなる「HQ緊急対策本部」が全体を統括し、サプライネットワークの復旧・継続を司る「商品供給継続本部」、日本地域事業を担当する「SJ緊急対策本部」と連携し対応する体制としています。
また、突発的に発生する地震などの災害と異なり、段階的・長期的に被害が継続する感染症などの災害に対しては、各段階で実施検討事項を規定した感染症BCPを別に定めています。

HQ緊急対策本部訓練

HQ緊急対策本部が緊急時に司令塔となりBCPに沿って適切な対応を図ることができるように、定期的にHQ緊急対策本部訓練を実施しています。訓練の結果、適宜、行動計画を見直し、また、不足している内容についてはBCP関

連文書類を改定したうえで関係者へ周知することにより、常に最新の状態でBCPを整備し、HQ緊急対策本部のメンバーや社内関係者などが緊急事態発生時に的確に対応できるように備えています。

社員啓発活動

大災害などの緊急事態発生時には、HQ緊急対策本部の指示に沿って、部門長・事業所責任者のリーダーシップのもと全社員が迅速かつ的確に対応する必要があることから、部門長・事業所責任者を対象とした会議でのBCPに関する説明会や、全社員を対象とした年2回の安否確認訓練を実施しています。さらに、新入社員研修などの機会を通じて、防災意識を高める講座を開催するなど、社員一人ひとりの知識と意識の向上に努めています。

資生堂グループ反汚職方針

資生堂グループ(以下、資生堂という)は、反汚職の取り組みをグループ全体で推進し、その社会的責任を果たしていく指針として、「資生堂グループ反汚職方針」（以下、本方針という）をここに定めます。

1.反汚職に対する基本的な考え方

資生堂は、世界中の多様な人たちから信頼される企業であるため、「資生堂倫理行動基準」において、すべての国や地域それぞれの法令を遵守し、人権尊重はもとより高い倫理観を持って行動することを宣言しています。とりわけ、資生堂は、公正・透明・自由な競争、ならびに適正な取引を行うことを事業活動の基本理念としております。そのため、資生堂は、「資生堂倫理行動基準」において、相手が公務員であるか民間企業であるかを問わず、また、法令に違反するか否かを問わず、公正さを疑われるような贈答や接待をしたり、受けたりしないことを宣言しています。汚職は、資生堂の基本理念に反するものであり、資生堂はこれを断じて許容しません。本方針は、資生堂が、汚職が現在もなお世界的な課題である現状を踏まえ、「資生堂倫理行動基準」に基づき、資生堂の反汚職の基本理念を改めて発信するとともに、汚職防止の取り組みを約束するものです。

2.適用範囲

本方針は、資生堂のすべての役員と社員に適用します。資生堂は、自社の製品・サービスに関係するすべてのビジネスパートナーに対しても、本方針の遵守を求めます。

3.贈収賄の禁止

資生堂は、政治献金、寄附、慈善活動、スポンサー活動、キックバック等その名目のいかんを問わず、また、直接、間接を問わず、何人に対しても、いかなる形態の賄賂の供与やその申出や約束をせず、また、いかなる形態の賄賂の受領やその要求も約束もしません。資生堂は、役員と社員がこれらの行為をすることを禁止します。

4.贈収賄防止の取り組み

資生堂は、贈収賄防止のために以下の取り組みを行っており、本方針を実行するために、引き続き、これらの取り組みを推進し強化します。

■贈収賄防止体制の整備

資生堂は、贈収賄防止を徹底するために、関連する内部諸規程や手続の整備を含め、実効性のある贈収賄防止体制を整備し確保します。その施策には、権限規程（Framework of Empowerment)、新規取引開始時の相手方の信用調査、買収におけるデューデリジェンスを含みます。

■教育・研修

資生堂は、すべての役員と社員に対し、本方針および関連内部諸規程を周知徹底するなど、贈収賄防止のための教育・研修を実施します。

■リスク評価と定期的見直し

資生堂は、定期的に、贈収賄リスクを評価するとともに、贈収賄防止体制の運用状況を点検し、これらに基づき、必要に応じて、贈収賄防止のための施策と統制を見直し改善します。

■適正な記録

資生堂は、贈収賄の防止を徹底しそれに関する説明責任を果たすために、すべての取引と資産について、合理的な詳細さをもって、正確かつ適切に会計帳簿等に記録します。

■適用法令

資生堂は、米国海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）、英国贈収賄防止法（Bribery Act）、中国商業賄賂規制、日本国不正競争防止法をはじめ、事業活動を行う国・地域に適用されうる贈収賄の禁止に関する法令および規制を遵守します。

＜改訂履歴＞ 2021年6月 制定
2022年4月 改訂

コンプライアンス

資生堂では、企業理念THE SHISEIDO PHILOSOPHYのもと、資生堂グループの社員がすべての事業活動においてより高い倫理観をもって行動するために「資生堂倫理行動基準」を定めています。この行動基準を実務にいかすために教育研修を実施し、多様な社員がお互いを尊重し、あらゆるステークホルダーからの信頼を得られるよう努めています。
当社では「資生堂倫理行動基準」に沿って資生堂グループ全体で遵守する基本ポリシー・ルールを制定し、THE SHISEIDO PHILOSOPHYとあわせて、グループ各社・各事業所への浸透を図り、そのうえでグループ各社・各事業所が、詳細な諸規程を制定するための環境を整備しています。
また、「資生堂倫理行動基準」や諸規程を逸脱した行為をいち早く察知するために通報・相談窓口を設け、その内容を精査することで適切に対応しています。
このような、倫理観やコンプライアンス意識の啓発活動とそれを支える体制により社員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる職場環境を整えています。
社員がともに仕事を進めるうえで持つべき心構えを示したOUR PRINCIPLES（TRUST8）では、そのなかの1つとして「ACT WITH INTEGRITY」を設け、「常に謙虚な自信と高い倫理観を持ち、すべてのステークホルダーに信頼される誠実な振る舞いをする」ことをKey Behaviorsとしてすべての資生堂グループ社員に求めることで、誠実で倫理的な行動とビジネスの成長を両立させています。

体制

資生堂では、グローバル本社にCLO（Chief Legal Officer）直属のリスクマネジメント部門を設置し、各地域本社にはRMO（Risk Management Officer）を配置しています。
企業倫理やコンプライアンスに関わる活動は、グローバルでは各事業所に配置したリスクマネジメントリーダー、日本国内ではエシックス&コンプライアンスリーダーがサポートすることにより、資生堂グループ全体で推進しています。
あわせて、CLOが各地域の法務責任者と連携することで、法令や諸規程の遵守体制を強化しています。

上述のグループ全体のコンプライアンスおよびリスクマネジメントを統括するために、当社CEOを委員長とし各地域CEOおよびエグゼクティブオフィサーなどをメンバーとする「Global Risk Management & Compliance Committee」をグローバル本社に設置しています。
また、日本地域のコンプライアンスについては、HQ・SJコンプライアンス委員会が統括しています。

コンプライアンス意識の向上活動

各地域本社においては、RMO（Risk Management Officer）が中心となりグローバル共通の内容で研修を実施し、「資生堂倫理行動基準」への全社員の理解と実践の促進を図っています。このほか、派遣社員などにも研修の受講を促すことで、資生堂グループで働くすべての人へ「資生堂倫理行動基準」の浸透を推進しています。

あわせて、定期的に実施している「資生堂グループ エンゲージメント調査」の中で、「資生堂倫理行動基準」の遵守状況を継続して把握し、研修や各種コンプライアンス活動に反映しています。

また、「資生堂倫理行動基準」の細則となる「接待・贈答に関する規程＜賄賂防止規程＞」や「カルテル防止に関する規程」などに関する各種研修や周知・啓発活動を各地域本社において定期的に行うことで、各規程の遵守の徹底を図っています。

職場における差別に関しては人権啓発研修を行い、ハラスメントに関しては、日本国内の資生堂グループすべての事業所で年に1回以上研修を実施しています。そのほか、「風通しのよい職場風土づくり」のため、さまざまなシーンでよりよいコミュニケーションを目指した研修を実施しています。

全社員を対象とした研修のほか、エグゼクティブオフィサー、管理職、新入社員といった役職や階層、事業所別の特性に合わせた内容で集合研修を実施しています。

従業員向けの通報・相談窓口

当社は、資生堂グループ内における法令・定款・諸規程に違反する行為を発見し、これを是正することなどを目的として、通報・相談窓口を設けています。守秘義務、不利益な取り扱い・報復の禁止、利益相反の排除、および通報・相談の対応プロセスなどを明記した社内規程に基づいて、通報・相談窓口を運営しています。これらの社内規程は、社内イントラネットにおいて、従業員がいつでも閲覧できるように公開しています。
グローバルでは、各地域の事業所に通報・相談窓口を設置し、その国や地域の法律、社内諸規程、「資生堂倫理行動基準」や倫理に反する言動、または反する懸念のある言動について従業員からの通報・相談に対応する体制を整えています。なお、グローバル本社には資生堂グループの全従業員を対象に通報を直接受け付ける窓口として、「資生堂グローバルホットライン」を設置しています。
日本国内では、幅広い職場の相談や通報を受け付ける「資生堂ホットライン」、国内外から取締役・執行役・エグゼクティブオフィサーおよび通報・相談窓口担当者に関係した通報を受け付ける「資生堂グループ監査委員会通報窓口」を設置しています※。なお、いずれの通報・相談窓口も、匿名での通報・相談を受け付けています。

※日本国内の通報・相談窓口では、日本国内の資生堂グループ各社に勤務するすべての者(取締役、執行役、監査役、エグゼクティブオフィサー、社員、契約社員、派遣社員、1年以内の退職者、その他公益通報者保護法上の保護対象者)からの通報・相談を受け付けています。

＜通報・相談の対応プロセス＞

寄せられた通報・相談に対しては、プライバシー保護を徹底しながら窓口担当部門が対応します。差別・ハラスメントや贈収賄などあらゆる形態の不正行為やそのおそれのある行為に関する通報・相談を受け付け、必要に応じて関係者への事実確認調査を実施します。不正行為などが明らかになった場合には、関連する会社・事業所・部門と連携して、不正行為などを直ちに停止させるとともに、速やかに是正措置および再発防止策を講じます。また、不正行為などに関与した従業員に対し、就業規則や社内諸規程に従って処分を行います。通報者・相談者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせなどが行われていることが判明した場合には、関連する会社・事業所・部門と連携して、速やかに適切な救済・回復の措置をとるとともに、不利益な取り扱いや嫌がらせなどを行った従業員に対して、懲戒処分を含む厳正な措置を行います。

経営に影響を及ぼす懸念のある事案は各部門から経営層へ速やかに報告します。コンプライアンスに関する重大懸念事項は「Global Risk Management & Compliance Committee」やHQ・SJコンプライアンス委員会にて経営

層へ報告し、関連する会社・事業所・部門と連携して、直ちに当該事案を停止させるとともに、速やかに是正措置および再発防止策を講じます。

なお、各通報・相談窓口に寄せられた通報・相談の件数や対応実績は、毎年、定期的にHQ・SJコンプライアンス委員会や監査委員会に報告し、各通報・相談窓口の適正な運営状況の確認および管理・監督を行うほか、社外弁護士などの外部専門家によるレビューを通じて、適正な運用および実行性の有無を評価し、その評価をもとに継続的な改善を図っています。

また、日本国内の取引先に向けた窓口としては、「資生堂ビジネスパートナーホットライン」を設け、資生堂グループ各社や社員による人権やコンプライアンス違反にかかわる通報・相談を受け付けています。

詳細は「社会データ」をご覧ください。

差別・ハラスメントのリスク軽減策

職場における差別やハラスメント、コンプライアンスに関する課題を特定しそのリスクを軽減するために、通報・相談を受け付ける以外にも、資生堂グループ全体で定期的に実施する「資生堂グループ エンゲージメント調査」などを用いて職場の状況を把握しています。調査により問題が明らかになった会社・事業所・部門については、フィードバックされた調査結果に基づき、改善策などの提案・実施を行うほか、調査結果の分析から得られた課題をそのつど社員教育に反映し、差別やハラスメント、コンプライアンスのリスクの予防を図っています。

反社会的勢力排除に向けた取組み

資生堂では、「社会の秩序や安全に脅威を与えるなどの、違法行為を行う個人および団体とは関係をもたないこと。このような個人および団体からの金品や協力の求めには一切応じないこと」を「資生堂倫理行動基準」に定めています。
日本地域においては、リスクマネジメント部門に統括機能を設置し、情報の集約化を図るとともに、イントラネット上での対応マニュアルの整備などを行っています。地域警察署との連携を図り、反社会的勢力排除を推進する団体に加盟するなど、外部情報の収集や外部団体との連携を強化しています。

情報セキュリティ管理

1. 情報セキュリティに関する方針

資生堂グループは全事業所が保有する重要な情報資産を守り、堅牢な情報セキュリティを確立して維持することを目的に、資生堂グループで働くすべての人を対象とした「資生堂グループ　情報セキュリティポリシー」を定めています。資生堂グループ全体では、一貫した基本方針のもと各種情報資産の管理・運用に努めています。

2. 情報セキュリティの管理体制

（1）組織体制

資生堂グループでは、担当エグゼクティブオフィサーであるチーフインフォメーションテクノロジーオフィサー（CITO）が、情報セキュリティ管理体制の整備に責任を負っています。CITOは、機密情報管理、データ保護、情報システムのセキュリティ対策に関する規程類の整備と運用、それらの安全対策の実施、教育訓練などに責任・権限を有しています。また、その推進および実行は情報セキュリティ部門長が担っています。
なお、情報セキュリティに関する最終的な責任は、代表執行役社長（CEO：Chief Executive Officer）が負っています。
海外の地域本社の代表者は、管轄地域内における情報資産と情報システムの取り扱いに関する管理責任者として、機密情報管理・情報システム管理・情報セキュリティ対策に関する規程類の整備および運用の徹底、安全対策の実施、教育訓練などの情報セキュリティ全般に責任を負っています。海外の地域本社には情報セキュリティの窓口担当者を配置し、本社と連携しながら資生堂グループ全体の情報セキュリティの取り組みの継続的な維持・向上に努めています。
資生堂グループ各社の各部門・事業所の責任者は、部門・事業所で取り扱う情報資産について、保護と管理状況の定期的な確認、従業員等への教育訓練、取り扱い状況に関する自己点検、および事故発生時の対応などを行っています。

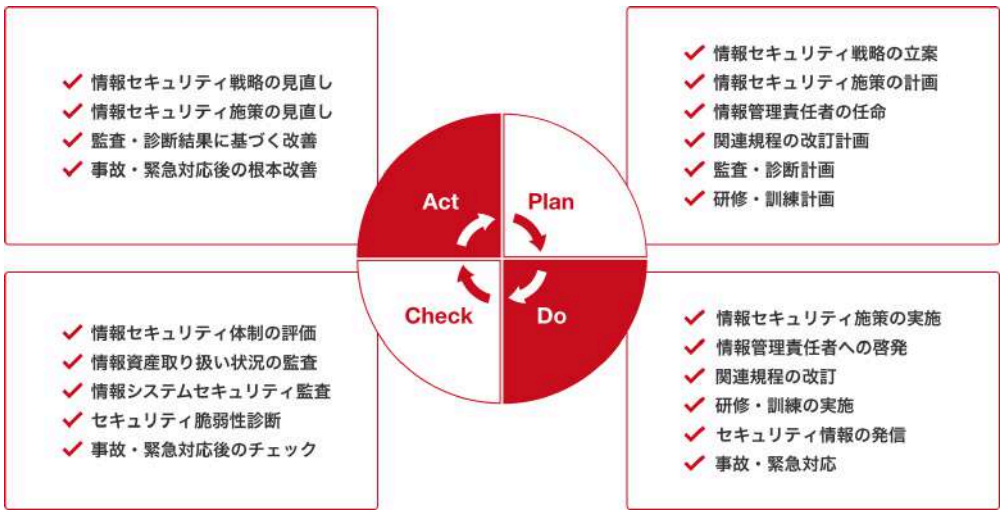

資生堂の情報セキュリティマネジメント

（2）ポリシー・ルールの整備

情報セキュリティ管理体制の構築にあたっては、リスクマネジメントの国際規格であるISO 31000、情報セキュリティ関連の国際認証規格であるISO 27001、NIST（米国国立標準技術研究所）のNIST Cyber Security Framework、Center for Internet Security※のCIS Controls、経済産業省のサイバーセキュリティ経営ガイドラインなどのガイドラインや確立されたベストプラクティスを参考にしています。
加えて、具体的な活動指針やルールとして、前述の「資生堂グループ 情報セキュリティポリシー」および機密情報管理、個人情報保護、情報システムのセキュリティ対策に関わる規程を策定し、グローバルなルールとして海外事業所も含めた遵守を推進しています。
社外の取引先に対しては、「資生堂グループ サプライヤー行動基準」において、機密情報・個人情報の保護を明記し、遵守を求めるとともに、重要な処理を委託する取引先に対しては、取引先の情報セキュリティ管理体制を確認し、必要に応じ適切な安全管理措置を求めています。

※Center for Internet Security（CIS）：米国国家安全保障局（NSA）、国防情報システム局（DISA）、米国立標準技術研究所（NIST）などの政府機関と、企業、学術機関などが協力して、インターネット・セキュリティ標準化に取り組む目的で2000年に設立された米国の団体の略称。

情報セキュリティ関連規程を整備

3. 情報セキュリティ向上への具体的な取り組み

（1）従業員への教育・啓発

資生堂グループでは、従業員に対して、eラーニングやグループセッションによる研修を定期的に行い、情報セキュリティ意識と知見の向上を図っています。新入社員やキャリア採用社員への研修も入社時の教育の一環として実施し、早期に情報セキュリティの重要性を理解させることに努めています。
また、情報セキュリティに関する最新情報を社内ポータルサイトの掲示板により周知するなど、情報のアップデートを定期的に行っています。

（2）バイデザインの推進

資生堂グループでは、新規ビジネスやサービスにおいて、必要な情報セキュリティ対策が企画・設計段階から講じられるよう、情報セキュリティ部門が当初から関与する社内体制やプロセスを整備しています。

（3）サプライチェーンのセキュリティ

資生堂グループでは、各国・地域の法令の定義による個人情報の取り扱い、資生堂グループの規程類の定義による機密情報の取り扱い、および資生堂グループの業務の継続や品質の確保に大きく関わると考えられる業務を外部の

取引先などに委託する場合は、委託業務の遂行において情報セキュリティが確保されるよう、委託先に対する適切な管理・監督を行っています。

（4）モニタリング活動

資生堂グループでは、情報資産の適正な運用や情報システム開発運用管理における適正な情報セキュリティ対策を確認するため、リスクに応じて情報システムおよび関連する業務プロセスに対する評価を実施し、そこで検出された是正事項の改善の監督を行っています。工場のシステム環境についても、定期的にセキュリティ評価を行い、生産活動の情報セキュリティ確保にも努めています。
また、情報システムにおける脆弱性を診断するため、定期的に情報システム基盤、およびアプリケーションに対する脆弱性診断を実施し、検出された脆弱性に対する指摘・改善指示を行っています。加えて、外部インテリジェンスを活用した情報セキュリティモニタリングを常時行っています。
重要な情報処理を委託している取引先に対しては、契約締結後も定期的に情報セキュリティ管理体制や実施状況を確認しています。

（5）情報セキュリティに関わる事故・緊急対応

資生堂グループでは、情報セキュリティ部門を情報セキュリティに関わる事故対応窓口として、事故の影響度に応じ社内の関係部門などと連携を図りながら、事故への対応を実施しています。
セキュリティインシデントに対応するための組織であるCSIRT（Computer Security Incident Response Team）を整備し、インシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報の収集、分析、対応などの活動を行っています。一般社団法人 日本シーサート協議会※に資生堂シーサート(Shiseido CSIRT)として加盟登録し、情報セキュリティ機関や他社の情報セキュリティ部門とも情報連携しています。
情報セキュリティ部門では定期的に事故対応訓練（年2回以上：日本シーサート協議会主催の訓練、フォレンジックサービス事業者による訓練等）を実施し、そこで認識された改善点を事故対応マニュアルに反映し、事故対応能力の向上に努めています。また、工場向けの事故対応訓練も随時行い、生産活動にかかわる情報セキュリティの確保にも努めています。

※一般社団法人 日本コンピュータセキュリティインシデント対応チーム協議会。事業社におけるシーサート間の緊密な連携を図り、課題解決に貢献するための組織

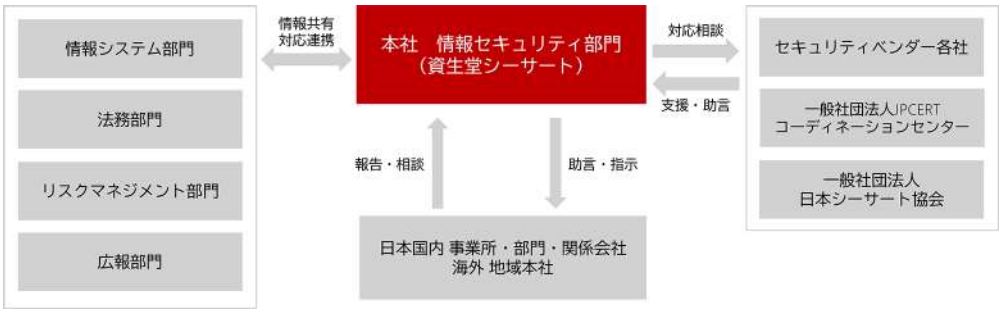

（6）第三者評価

資生堂グループでは、情報セキュリティの適正な施策・体制推進の確認をするため、外部のセキュリティ専門家による第三者評価を行っています。そこで検出された改善・強化事項は、情報セキュリティ戦略・施策の立案へ反映させています。

個人情報の保護

1.個人情報の保護に関する方針

資生堂グループでは、事業活動を通じて得られる個人情報の重要性を十分に認識し、個人情報の安全性を確保することを社会的責任と考え、資生堂グループで働くすべての人々が遵守しなければならない「資生堂グループ プライバシールール」に基づき、プライバシー保護を実施しています。また、「資生堂グローバル個人情報保護方針」は、グループの共通のプライバシー原則として策定され、各グループ会社のプライバシーポリシーも公開されています。

2.個人情報保護の管理体制

（1）組織体制

資生堂グループでは、チーフリーガルオフィサーおよび法務部門のリードの下で、プライバシー保護システムを設けています。チーフリーガルオフィサーは、プライバシー保護に関する最終的な責任を持ち、経営陣とコミュニケーションを取りながら、関係する戦略や取り組みを計画・実施します。
チーフインフォメーションテクノロジーオフィサー（CITO）は、個人情報保護に関する安全対策の実施および監督に責任を負っています。また、情報セキュリティ部門の部門長がこれらの対策の推進および実行を担っています。
海外の地域本社の代表者は、管轄地域内における個人情報の取り扱いに関する管理責任を負っています。
資生堂グループ各社の各部門・事業所の責任者は、部門・事業所で取り扱う個人情報について、保護と管理状況の定期的な確認、従業員などへの教育訓練、および事故発生時の対応などを行っています。

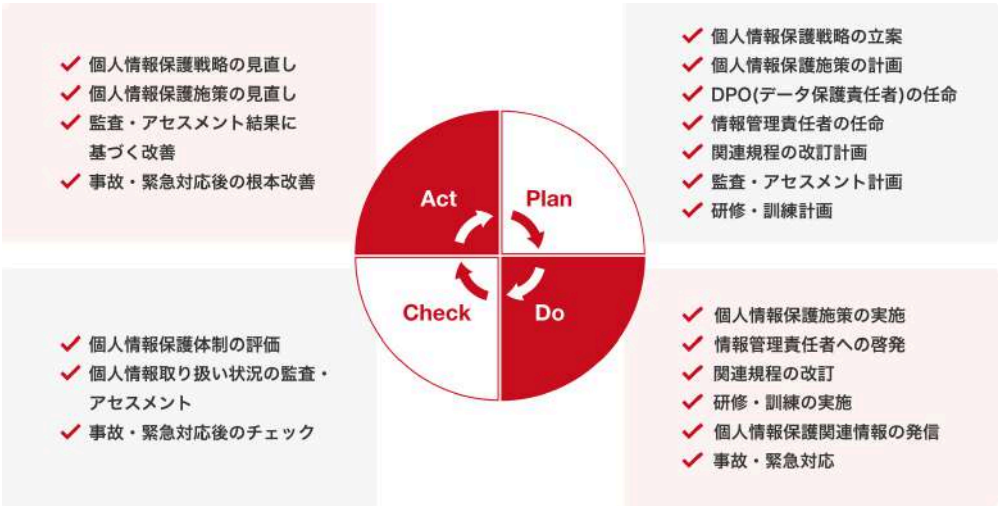

（2）ポリシー・ルールの整備

情報セキュリティ管理体制の構築にあたっては、リスクマネジメントの国際規格であるISO 31000、情報セキュリティ関連の国際認証規格であるISO 27001、NIST（米国国立標準技術研究所）のNIST Cyber Security Framework、Center for Internet Security※のCIS Controls、経済産業省のサイバーセキュリティ経営ガイドラインなどのガイドラインや確立されたベストプラクティスを参考にしています。
加えて、具体的な活動指針やルールとして、前述の「資生堂グループ 情報セキュリティポリシー」、および機密情

報管理、個人情報保護、情報システムのセキュリティ対策に関わる規程を策定し、グローバルなルールとして海外事業所も含めた遵守を推進しています。
社外の取引先に対しては、「資生堂グループ サプライヤー行動基準」において、機密情報や個人情報の適切な取り扱いを明記し、遵守を求めるとともに、重要な処理を委託する取引先に対しては、取引先の情報セキュリティ管理体制を確認し、必要に応じ適切な安全管理措置を求めています。

※Center for Internet Security （CIS）：米国国家安全保障局（NSA）、国防情報システム局（DISA）、米国立標準技術研究所（NIST）などの政府機関と、企業、学術機関などが協力して、インターネット・セキュリティ標準化に取り組む目的で2000年に設立された米国の団体の略称。

3.個人情報保護の具体的な取り組み

（1）従業員への教育・啓発

資生堂グループでは、従業員に対して、eラーニングやグループセッションによる研修を定期的に行い、個人情報保護の意識と知見の向上を図っています。新入社員や中途採用社員への研修も入社時の教育の一環として実施し、早期に個人情報保護の重要性を理解させることに努めています。
また、個人情報保護に関する最新情報を、社内ポータルサイトの掲示板により周知するなど、情報のアップデートを定期的に行っています。

（2）バイデザインの推進

資生堂グループでは、新規ビジネスやサービスにおいて、必要な個人情報保護対策が企画・設計段階から講じられるよう、情報セキュリティ部門やリーガル・ガバナンス部門が当初から関与する社内体制やプロセスを整備しています。

（3）サプライチェーンのセキュリティ

資生堂グループでは、個人情報の取り扱いのすべて、または一部を外部の取引先などに委託する場合、委託業務の遂行において情報セキュリティが確保されるよう、委託先に対する適切な管理・監督を行っています。

（4）モニタリング活動

資生堂グループでは、個人情報の保有・管理状況を定期的に確認しています。また、個人情報保護の対策が適正に運用されていることを確認するため、リスクに応じて事業所・部門・関係会社および情報システムに対する評価を実施し、そこで検出された是正事項の改善の監督を行っています。
個人情報の取り扱いを委託している取引先に対しては、契約締結後も定期的に情報セキュリティ管理体制や実施状況を確認しています。

（5）個人情報に関わる事故・緊急対応

資生堂グループでは、情報セキュリティ部門を情報セキュリティに関わる事故対応窓口としています。個人情報漏洩の可能性がある場合、情報セキュリティ部門、リーガル・ガバナンス部門、リスクマネジメント部門、情報システム部門等が連携し、事故への対応を図っています。
個人情報漏洩などの事故が発生した場合、各国・地域の法令に従い、当局への報告やご本人への通知を行っています。

（6）第三者評価

資生堂グループでは、個人情報保護の適正な施策・体制推進の確認をするため、必要に応じ外部の専門家による評価を行っています。そこで検出された改善・強化事項は、個人情報保護の戦略・施策の立案へ反映しています。

（7）懲戒

資生堂グループの個人情報保護に関する方針、ポリシー、規程および慣例に対する違反があった場合は、該当の国や地域において適用される法令に基づき、解雇を含む懲戒処分の対象となることがあります。

知的財産の保護

資生堂グループは、知的財産活動をイノベーション創出により企業およびブランドの価値を高める上で重要な活動であると位置付けています。将来を見据えて新たな知的財産を獲得し、グループ全社で最大限に有効活用することで、資生堂グループの技術とマーケティングの競争力強化につなげます。
また、他者の知的財産を尊重するとともに、その重要性を社内に周知徹底しています。

※知的財産：知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権など）および営業秘密（ノウハウなど）

タックスポリシー

グローバルタックスポリシー

資生堂グループの英国におけるタックスポリシー

グローバルタックスポリシー

資生堂グループは世界各国の法令を遵守します。企業理念THE SHISEIDO PHILOSOPHY,“OUR MISSION, DNA and PRINCIPLES”を定義し、「資生堂倫理行動基準」 に行動基準を記載することに加え、グローバルタックスポリシーを定めることで税務の透明性を確保します。グローバルに税務リスクを排除し、株主価値の向上を目指します。

税務原則

コンプライアンス

OECDが定めた国際課税の基準及び各国の法令を遵守します。また、各国で適用される基準および税法の精神を理解し尊重します。商業的な実態のない税構造の利用や軽減税国への利益移転行為による意図的な租税回避は行いません。

ガバナンス

「資生堂倫理行動基準」に「法令遵守」「税務会計処理の方針」を記載し、全社員が共有することで、税務の透明性を確保します。各地域で税務リスクを管理し、グローバルに情報共有を行う体制を保ち、税務課題の解決に努めます。

税務責任と体制

税務はCFOの責任とします。本社の税務チームが資生堂グループ全体の税務を統括し、各地域に配置したCFOが地域の税務を統括します。必要に応じて税務の専門知識を有する社員を配置し、グローバルに税務リスクを管理する体制を組織します。社員に対し、税務知識向上のための啓発を行います。

株主価値の向上

「ガバナンス強化」と「正常な事業活動の範囲内での優遇税制活用等による節税」に努めることで、株主価値の向上を図ります。

移転価格

OECD移転価格ガイドライン及び各国の法令に準拠した資生堂グループの移転価格ポリシーを定め、このポリシーおよびアームズレングス原則に基づいたグループ間取引価格を設定します。

タックスヘイブン

タックスヘイブンを利用した意図的な租税回避は行いません。

税務当局との関係

税務当局への協力的な対応を通じ、良好な関係を築いていきます。

資生堂グループの英国におけるタックスポリシー

資生堂グループは世界各国の法令を遵守します。企業理念THE SHISEIDO PHILOSOPHY, “OUR MISSION, DNA and PRINCIPLES”を定義し、「資生堂倫理行動基準」に行動基準を記載することに加え、グローバルタックスポリシーを定めることで税務の透明性を確保します。
英国財政法2016（Schedule 19、パラグラフ19(2)及び22(2)）の規定に基づき、資生堂グループは英国における税務戦略及び税務への取組方針を以下のとおり公表します。

ガバナンスと税務責任

「資生堂倫理行動基準」に「法令遵守」「税務会計処理の方針」を記載し、全社員が共有することで、税務の透明性を確保します。
資生堂グループの税務リスクに対してはCFO（最高財務責任者）、Finance Director（以下、「FD」： 財務責任者）またはGroup Financial Controller (GFC)が責任を負います。各地域で税務リスクを管理し、グローバルに情報共有を行う体制を保ち、税務課題の解決に努めます。
税務はCFOまたはFDの責任とします。本社の税務チームが資生堂グループ全体の税務を統括し、各地域に配置したCFOまたはFDが地域の税務を統括します。必要に応じて税務の専門知識を有する社員を配置し、グローバルに税務リスクを管理する体制を組織します。社員に対し、税務知識向上のための啓発を行います。

タックスプランニング

資生堂グループにおける税務上の取決めは、商業活動及び経済活動に基づくものです。資生堂グループは、英国及びその他の国と地域における事業活動について監督及び見直しを行い、必要に応じて税務上の取決めについても見直しを行うことで各国の法令への遵守を担保します。
国際的には、経済開発協力機構（以下、「OECD」）が策定したガイドライン、及び各国の法令を遵守します 。
OECD移転価格ガイドライン及び各国の法令に準拠した資生堂グループの移転価格ポリシーを定め、このポリシーに基づいたグループ間取引価格を設定します。
英国においては、英国政府が締結した租税条約及びOECDが策定した国際課税に係るガイダンスを遵守します。

税務リスク

資生堂グループはグローバルに税務リスクを排除し、株主価値の向上を目指します。
また、各地域で税務リスクを管理し、グローバルに情報共有を行う体制を保ち、税務課題の解決に努めます。
税務リスクの複雑性及び不確実性に応じて、外部のアドバイザーからの助言を求めることがあります。

英国税務当局との関係

英国に所在する資生堂グループ各社は、英国政府及び英国税務当局と相互尊重に基づく建設的な関係を構築し、維持していくことを望みます。見解の相違が生じた場合には、確実性のある合意が早期に達成されるよう、協力を行います。